

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

十日町市長 関口 芳史

市町村名 (市町村コード)	十日町市 (152102)
地域名 (地域内農業集落名)	中里地域 (芋沢、田沢本村、東田沢、豊里、如来寺、桂、上山、田中、小原、干溝、荒屋、山崎、通り山、桔梗原、高道山、朴木沢、宮沢、市之越、鷹羽、白羽毛、程島、東田尻、角間、葎沢、倉下、土倉、芋川新田、芋川、倉俣、原町、新里、重地、中里下山、清田山、西田尻、西方、小出、田代、新屋敷、本屋敷、堀之内、宮中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 9月 27日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

《地域の概要》

○田沢・高道山地区

信濃川右岸、清津川右岸に位置する国道117号、353号沿いに集落が連担し、集落周辺の農地が多く、そのほとんどが基盤整備済みであり、清津川右岸段丘地に開けた農用地については、大型機械化体系による稲作が確立している。

また、東田沢地区では、将来の地域農業の中心となる経営体(担い手)を育成するため、経営体育成基盤整備事業(R5～R10)によるほ場整備を実施している。

○清津峡地区

清津川上流の本地区は山間地域であり、傾斜地の農用地がほとんどである。ほ場整備実施済みの所もあるが、既耕地については地目ごとの混在も多い。

また、小出地区では、耕作放棄が懸念された宮峯の未整備団地において、中山間地域総合整備事業(H21～H29)によるほ場整備が行われている。

○倉俣地区

・倉俣

清津川左岸とその支流釜川左岸に位置し、河川沿いの集落周辺平坦地と段丘地及び高冷地小松原地域により形成されている。そのほとんどが、国営、県営事業により、ほ場整備済みであり、高生産性ほ場として大型機械による生産性向上を図っている。大中田及び小松原団地については畑作専用団地であり、畑作の振興とともに地力の増進を図り、畑地の高度利用を推進していく。

・倉俣東部

釜川右岸地域にあり水田がほとんどである。ほ場整備可能な地区は実施済みであるが、土地改良施設の老朽化の進行により、施設の機能低下が懸念されることから、その更新、補修のための事業実施が求められている。

また、芝倉沢水路は、清田山地内に位置する全長約7kmの山腹水路で、清田山、下山、重地地内の農地に用水を供給しているが、大雨のたびに土砂や流木を除去する必要があり、受益者の高齢化によりその維持管理が課題となっている。

・田代

釜川上流右岸にあり地すべり指定を受けているほ場整備済みの農地もある。また、釜川左岸のほ場及び田代地区内のほ場を灌漑する水路は老朽化により維持管理に苦慮していたため、中山間地域総合整備事業(H21～H29)により改修が行われた。

○貝野地区

信濃川左岸沿岸と集落に接している農用地は10a前後の区画に整備されており、農用地の団地性の高いエリアについては県営ほ場整備事業により再度ほ場整備が行われた。

また、本屋敷地区では、中山間地域農業農村総合整備事業によるほ場整備を計画している。

《農作業の省力化》

将来的な農業労働力の減少に伴い離農が進む一方、これまで農地の受け皿となっていた認定農業者も高齢化し農地を引き受けきれない状況となりつつある。

ほ場整備がほぼ完了した平坦地域においても、今後、農地の出し手から大量の農地が供給されてくると見込まれる中で、農地の供給過剰への対応が急務となっている。

《集積・集団化》

当地域では近年、法人化する農業者や生産組合が増え、農業法人への農地集積が進みつつある。一方山間部では農家の高齢化・後継者不足が進んでおり、農道や用水路など農業施設の共同維持活動に支障が出てきている。

《保全・管理等》

農業・農村は、多面的機能を有しており、その利益は多くの国民(市民)が享受している。しかしながら、集落機能の低下により、その多面的機能の発揮に支障が生じつつある。

また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地等の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

《水稻》

魚沼産コシヒカリの高品質生産を主軸に、酒米や、飼料用米などの新規需要米の生産による水田のフル活用を図るとともに、コシヒカリを適期に収穫できるよう、早生、晩生品種を取り入れた作期分散に努める。

有機栽培や県認証栽培、GAPの認証制度などを活用し、消費者ニーズを踏まえた減農薬栽培など、環境保全型農業による高付加価値化を図る。

《園芸》

まとまった規模で園芸作物の生産及び供給が可能な地区において、生産者と関係機関が連携した「かぼちゃ」や「ねぎ」などの1億円産地化に向けた取り組みを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,188 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,177 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。なお、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ◆ 農業機械・施設の整備、複合営農の導入を推進し、農業経営基盤の強化を図ることで農地集積を進めていく。 基盤整備を実施、計画している地区では、特に換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区との連携の中で担い手農業者が連坦的な条件下で効率的な生産を行えるよう農作業の合理化を進め、山間地集落では、中山間地域等直接支払制度を契機とした機械の共同利用等を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ◇ 耕作放棄地が発生しないよう、農用地及び耕作者の状況の確認を行い、中間管理機構を利用し集積を行う。 ◆ 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地や、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地に加え、利用権の設定期間が満了する農地等についてもリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。 なお、地理的条件が厳しいほ場群では、集落内に受け手がなく、耕作放棄地の拡大が危惧される。
(3)基盤整備事業への取組方針 ◇ 農作業の負担を軽減するとともに、限られた作付け期間の中で一人当たりの作業可能面積を拡大し、安全かつ高精度な農作業が可能となる作業環境の確保を目指す。 ◆ 省力化に向けた関係者の合意形成と地理的にほ場整備が可能となる場所は、基盤整備等の検討を行う。 ①用排水路の暗渠化 水路の暗渠化(管路化)により、泥上げや草刈除草などの維持管理作業の省力化と転落リスクの軽減による安全性の確保を図る。 ②中山間地ほ場(小区画・不整形)の基盤整備 ほ場の大区画化と除草作業を考慮した基盤整備により農作業の安全性確保と省力化を図るとともに、老朽化した既設水路の改修を検討する。 ③排水対策等 基盤整備に当たっては、高収益作物(園芸作物等)の導入に向けた排水対策(暗渠等)や土層改良(徐礫等)を実施する。 ④補助事業の活用 基盤整備の推進に当たっては、農地中間管理機構とも協議した上で、補助事業を最大限に活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ◇ 山間部など担い手が少ない集落等においては、集落外の担い手への集積を図るとともに地域おこし協力隊、移住者、定年退職を機に営農に取り組む農業者など多様な担い手の確保・育成に取り組み、農地の維持・集積を進めていく。 ◆ 小規模な兼業農家や、いきがい農業を行う高齢農家、及び土地持ち非農家等も補助労働力の提供等により、地域営農に欠くことのできない戦力となっている。 このことを踏まえ、地域全体としての発展に結びつくよう、その他の兼業農家等にも、農業関連法やその他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化、及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 《カントリーエレベーター》 カントリーエレベーターの活用による米の乾燥調整作業の省力化を進めるとともに、適期収穫による品質の高位平準化を図る。 《無人ヘリ防除》 無人ヘリによる防除は作業省力化による農家の労力軽減に加え、農薬のコスト低減や適期防除の徹底が図られ、品質の均一化にもつながっていることから、本防除作業については、今後も委託を継続していく。 また、民間事業者によるドローンを用いた農薬、肥料の散布について、その有効性を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

《①鳥獣被害防止対策》

- ◆ 有害鳥獣の餌となる放任果樹の除去や収穫後の野菜くずを放置しないなど、野生動物を近づけない被害の未然防止に努める。また、周辺森林の下草刈りなど、集落や農地と、野生動物が生息する森林との境を明確にすることで有害鳥獣を誘引しない環境づくりを行う。
- ◆ 農作物の直接被害の他にも、畦畔や道路脇側面の掘り起こしによる被害も多く、特にイノシシの被害が多いことから、目撃や被害情報を地域で共有し、速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

《②有機・減農薬・減肥料》

- ◆ 地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、「環境直払」の活用と推進を図る。

《③スマート農業》

- ◆ 作業の省力化、作業従事者の労力軽減に向けたスマート農業の推進を図る。なお、導入に当たっては、省力化効果や費用対効果を検証の上、補助事業を積極的に活用する。

《⑦保全・管理等》

- ◇ 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などの施策により、地域住民が一体となった保全管理活動に誘導しながら、体験農業や景観形成など観光資源としての役割を踏まえ、農地の保全と有効活用を図る。
- ◆ 中山間地域等直接支払交付金を活用して、集落協定に基づく持続的な営農体制を整備するとともに、地域の条件に合わせて継続的に農地の保全管理が進められるよう農業施設等の生産基盤の整備を図る。また、中山間地の棚田などを維持・保全していくため、都市住民との交流活動等により農地の持つ多面的機能に対する理解を深めていく。
- ◆ 多面的機能支払交付金を積極的に活用し、農業者だけでなく、地域住民も含めた農地保全体制を確立していく。